

浜岡原子力発電所 1、2号機 廃止措置計画および 浜岡原子力発電所保安規定の変更認可について

2014年2月21日

当社は、2013年9月18日に2号機の使用済燃料貯蔵プールに保管中の新燃料について、5号機に搬出する計画から、除染をしたうえで燃料加工メーカーに搬出する計画に変更しました。(お知らせ済み)

この計画の変更ならびに1、2号機の運転終了以降の運用実績の反映をあわせて、原子炉等規制法^{※1}の規定に基づき、2013年11月6日に「浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画」(以下、「廃止措置計画」という。)および原子炉施設保安規定(以下、「保安規定」という。)^{※2}の変更認可申請(それぞれ2014年1月28日に補正申請)をおこないました。(お知らせ済み)

2014年2月21日に原子力規制委員会より認可を受けましたので、お知らせします。

【廃止措置計画の変更認可申請の主な内容】

- 2号機の使用済燃料貯蔵プールに保管中の新燃料の搬出計画の変更
2号機の使用済燃料貯蔵プールに保管中の新燃料(148体)について、5号機に搬出する計画から、除染をしたうえで燃料加工メーカーに搬出する計画に変更することとし、これに関する核燃料物質の管理および譲渡しの計画を変更しました。また、当該新燃料の搬出完了時期を2013年度末から2014年度末にする等の変更をおこないました。
- 1、2号機の運転終了以降の運用実績の反映
 - 1、2号機の運転終了以降の放射性液体廃棄物の放射能の減少に伴い、希釈水を復水器冷却水から原子炉機器冷却系海水へ切り替えることとし、これに関する放射性液体廃棄物の処理および管理の計画を変更しました。
 - 2号機の復水タンクを1、2号機の共用設備とすることおよび1号機の補給水系の運用を変更することとし、これに関する放射性液体廃棄物の処理および管理の計画等を変更しました。
- その他
上記の計画変更の反映等をおこなうため、設備の維持管理を変更しました。

【廃止措置計画の変更認可申請の補正内容】

- 燃料棒を安全に取り扱うための措置として、「燃料棒の変形および損傷の防止」および「臨界の防止」に関する措置を追加しました。
- 新燃料の譲渡しに伴い発生する燃料部品の貯蔵先として、「固体廃棄物貯蔵庫」を追加しました。

【保安規定の変更認可申請の主な内容】

- 廃止措置計画の変更認可申請の内容を、保安規定に反映しました。
- 2号機の使用済燃料貯蔵プールに保管されている新燃料を燃料加工メーカーへ搬出することに伴い、燃料集合体の除染業務に従事する者を保安教育の対象者に追加するとともに、これに関する教育内容を追加しました。

【保安規定の変更認可申請の補正内容】

- 2013年12月24日に変更認可された保安規定(2013年9月6日変更認可申請)の変更内容を反映しました。

※1 原子炉等規制法は、正式には「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」といい、核原料物質、核燃料物質および原子炉の利用が平和の目的に限られ、これらによる災害を防止し、公共の安全を図るために必要な規制を行う法律です。

※2 保安規定は、原子炉等規制法に基づき、発電用原子炉設置者が原子力発電所の安全運転および廃止措置を行う上で守るべき事項(保安に関する組織、保安措置等)を定めたもので、国の認可を受ける規定です。

◆これまでお知らせした内容

- 浜岡原子力発電所 1、2号機
廃止措置計画および浜岡原子力発電所保安規定の変更認可申請について
([2013年11月6日](#)お知らせ済み)
- 浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定の変更認可について
([2013年12月24日](#)お知らせ済み)

以上